

**障害福祉サービス等事業所説明会資料
(居宅・地域生活支援事業編)**

令和6年3月作成

**大分市福祉保健部
障害福祉課**

1. 訪問系サービス内容及び留意事項

(1) 居宅介護

居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

短時間に集中して支援を行うサービスで、その報酬単価は短時間サービスが高い単価設定になっています。これは一日に短時間の訪問を複数回行うことによって、居宅での介護サービスの提供体制を強化するためのものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行います。

■身体介護

身体介護は、障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、居宅での入浴や排せつ、着替え、食事など、身体に直接触れる部分での介助を行います。

○サービス提供は居宅内での支援に限ります。

○身体介護は、利用者への食事介助や入浴介助などの身体的介助を行うことであり、見守りのみは含みません。

■家事援助

家事援助は、障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、居宅での調理、洗濯、掃除等の介助を行います。

○家事援助が算定できる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障がい、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされています。

※家族等に障がいや疾病がない場合でも、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合は含みます。

○原則として「障がいのある方本人」に対する支援であり、本人以外の支援は含みません。

○本人不在の居宅を訪問して支援を行うことはできません。家事援助として『本人の安否確認』、『健康チェック』等も行う必要があります。

○育児をする親が十分に子どもの世話が出来ないような障がいのある方である場合の「育児支援」については、家事援助に含みます。本来、家庭内で行うべき養育を代替するものであり、利用者(親)、子ども、家族の状況を踏まえ、必要と判断された場合のみ利用できます。

■通院等介助

通院等介助は、障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、通院等のための移動又は、官公署での公的手続きもしくは障害福祉サービスの利用

に係る相談の移動の介助を行います。

「通院等介助1」・・・通院等介助(身体介護を伴う場合)

「通院等介助2」・・・通院等介助(身体介護を伴わない場合)

※実際に身体介護を伴うかどうかで決定されるものではなく、障害支援区分の認定調査項目より決定します。

○通院以外に、官公庁(国、都道府県、市町村の機関)、相談支援事業所等を訪れる場合にも利用できます。

ただし、公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限りです。

○利用者が診療(治療)を受けている時間や院内での待ち時間は、基本的には、算定できません。

ただし、院内での待ち時間中に水分補給や排せつ介助が必要な場合等は対象となる場合があります。

また、診察室内において、医師との意思疎通等支援が必要な場合は対象となる場合があります。

※サービス等利用計画に位置づけられている必要があります。

○移送に係る経費(運賃)は含みません。

○同行援護、行動援護のサービス決定者の通院については、同行援護、行動援護での支援となります。

○グループホーム入居者については、慢性疾患を有する人であって、医師の指示により、定期的に通院が必要な場合に対象となります。

○令和6年度報酬改定での主な変更点

■対象要件の見直しについて

居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象となります。

■通院等乗降介助

通院等乗降介助は、通院等のためにヘルパーが「自ら運転する車両への乗車または降車の介助」「乗車前や降車後の屋内外における移動等の介助」「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を行います。

○通院等で外出する際、「自ら運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助」、「通院先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為とします。

○通院等乗降介助の後に引き続いて通院等介助を利用することはできません。

■居宅介護共通の留意事項

○居宅介護の複数回にわたる算定について

1日に居宅介護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければいけません。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得ますが、同じサービス類型の場合は、前後を1回として算定します。

※身体状況等により、複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではありません。

○支援1回あたりの時間数について、受給者証を確認してください。

○児童の場合、保護者が在宅していること、また、通院をする際も保護者が同行することが必要です。

(2) 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で家族等の介護を受けることが困難な場合において、居宅での入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の補助を行います。

○令和6年度報酬改定での主な変更点

■病院内でのコミュニケーション支援の拡大について

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象となります。

■入院時支援連携加算について【新設】 300単位/回

入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価されます。

■熟練従業者による同行支援の見直し

報酬について見直しが行われます。

【現行】それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき100分の85に相当する単位数

【見直し後】それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき100分の90に相当する単位数

また、医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、当該対象者に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象となります。

※「2人の従業者による居宅介護等の提供について(大分市様式)」の提出が必要です。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方等に対して、外出時（通院を含む）に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

○同行援護と移動支援について

同行援護は、利用者個人が外出する際のサービスです。グループでの外出を希望する場合は、移動支援のグループ支援となります。

○1日に同行援護を複数回算定する場合

同日に複数回算定する時は、2時間の間隔を空ければなりません。2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定します。

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある者に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時（通院を含む）における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護などを行います。

○報酬及び加算について

行動援護で提供されるサービスは、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されますが、8時間以上実施されるような場合には、「7時間30分以上の場合」の単位を適用します。

また、行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されません。なお、行動援護は1日1回のみの算定となります。

(5) 短期入所

居宅でその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等での便宜を適切に行うことができる施設へ短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

○短期入所と同一日に他の日中活動サービスを利用する場合は、日中の時間帯を除く夜間のみの算定となります。

○令和6年度報酬改定での主な変更点

■医療的ケア児者の受入体制の拡充

- ・医療的ケア対応支援加算【新設】120単位/日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算します

- ・重度障害児・障害者対応支援加算【新設】30単位/日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算します。

■医療型短期入所受入前支援加算の創設【新設】

医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問する等で医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算が創設されます。

- イ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）1,000単位/日
（自宅等を訪問）
- ロ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）500単位/日
（テレビ電話装置等を活用）

(6) 自立生活援助

知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分でない障がいのある方の一人暮らしを支援します。

○令和6年度報酬改定での主な変更点

■対象者（施設等退所者以外）の見直し

- ・居宅において単身であるもの。
- ・家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等のため、当該障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。
- ・【見直し後】（同居する家族に疾病、障害等のない場合でも）当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

■集中支援加算の創設【新設】500単位/月

利用者の支援の必要性に応じて、月に6回以上訪問による支援を集中的に実施した場合に、1月につき所定単位数を加算します。

■自立生活援助サービス費（Ⅲ）の創設【新設】700単位/月

利用者の居宅への訪問及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定します。

(7) 共通留意事項

①2人体制について

2人のヘルパーによるサービス提供について、所定単位数が算定される場合は厚生労働大臣が定める要件として以下のとおりです。

- (ア) 体重が重い利用者に入浴介助等のサービスを提供する場合等で身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- (イ) 転倒や受傷などの危険がある場合や利用者本人による暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (ウ) 利用者の状況などから判断して2人のヘルパーによる支援が妥当であると判断される場合

※サービス等利用計画に位置づけられている必要があります。

②居宅介護計画等（個別支援計画）について

居宅介護等の提供にあたっては、各サービスの提供内容を記載した居宅介護計画等を作成し、それに基づいてサービスの提供を行う必要があります。作成した居宅介護計画等を利用者に説明、同意、交付を行ってください。その後、居宅介護計画等を見直した際も同様です。

事業所から市への居宅介護計画等の提出は必要ありませんが、支給量の変更申請があった場合等、市から必要に応じて提出を求める場合があります。

○令和6年度報酬改定での変更点

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも公布しなければならないこととされました。（短期入所を除く）

③ヘルパーが運転する車での外出について

ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、「常時支援ができる状況にある」といえないため、算定対象になりません。運転時間を除いて算定することとなります。

なお、ヘルパーの車を用いて移動する場合については、別途、道路運送法上の許可が必要となる場合があります。

【参考】平成30年3月30日国自旅第338号「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

2. 地域相談支援について

地域相談支援には「地域移行支援」「地域定着支援」があり、「指定一般相談支援事業所」によって行われます。また、地域相談支援は、報酬費の全額が地域相談支援給付費として支給されるので、利用者の自己負担はありません。

なお、地域相談支援決定にあたっては、障害支援区分の認定は必要ありませんが、障害支援区分認定に係る調査を行います。

決定を行った場合は、障害福祉サービス受給者証とは別に『地域相談支援受給者証』が発行されます。※地域相談支援は居住地特例の対象となります。

(1) 地域移行支援

サービス内容	障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他必要な支援を行う。
対象者	① 障がい者支援施設、のぞみの園若しくは療養介護事業所に入所している方 ② 精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられている者を含む）に入院している障がいのある方 ③ 生活保護施設（救護施設及び更生施設）に入所している障がいのある方 ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）及び少年院に入所している障がいのある方 ⑤ 更生保護施設等に入所している障がいのある方
有効期間	<u>支給決定の期間は6か月以内</u> です。 必要な場合はさらに6か月の更新は可能です。それ以上に更新が必要な場合は、障害支援区分判定審査会の個別審査を経て判断します。

◆基本報酬◆

地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体型とし、毎月定額の報酬を算定する仕組みとする。

事業者が地域移行支援計画を作成すること、利用者との対面による支援を1月に2日以上行った場合に算定ができる。

【現行】

地域移行サービス費（Ⅰ） 3,504 単位/月 ⇒
地域移行サービス費（Ⅱ） 3,062 単位/月 ⇒
地域移行サービス費（Ⅲ） 2,349 単位/月 ⇒

【見直し】

3,613 単位/月
3,157 単位/月
2,422 単位/月

(2) 地域定着支援

サービス内容	居宅において単身等で生活する障がいのある方につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対象者	<p>① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方</p> <p>② 居宅において家族と同居している障害のある方であっても、その家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方</p> <p>(対象者の明確化)</p> <p>同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できず対象者を明確化する。</p> <p>なお、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含まれます。</p>
有効期間	<p><u>支給決定期間は1年間(初年は誕生日まで)</u>です。</p> <p>ただし、地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新することができます。その後の更新についても同様です。</p>

◆基本報酬◆

常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する仕組み。

【現行】

体制確保費 364 単位/月 ⇒

緊急時支援費(Ⅰ) 712 単位/日 ⇒

緊急時支援費(Ⅱ) 95 単位/日 ⇒

【見直し後】

315 単位/月

734 単位/日

98 単位/日

3. 地域生活支援事業とは

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、自立支援給付(国事業)とは別に市町村が地域の特性に合わせて地域で生活する障がいのある方(児童)およびその家族の日常生活を支え、ニーズに応じた利便性の高いサービスを提供します。

以下のサービスを提供する事業者は、事前に大分市と委託契約を結ぶ必要があります。なお、自立支援給付等(国事業)を併給している場合はサービス等利用計画に位置付けられている必要があります。



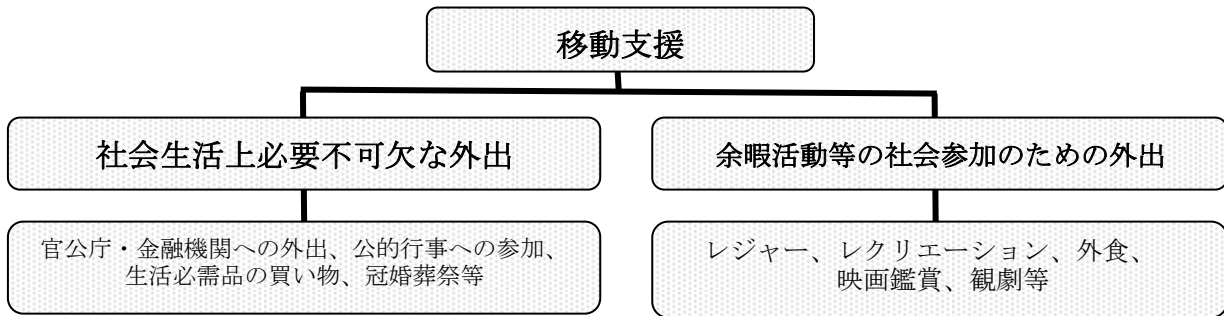
(1) 移動支援事業

内 容：外出のための移動を支援

対 象 者：屋外での移動が困難な障がいのある方(児童)

個人への支援と複数の利用者からなるグループへの支援があります。

提供時間：午前8時～午後9時(原則)



《移動支援のサービス範囲》

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助等です。

【移動支援の対象のサービス例】

- ・外出の準備に伴う支援(更衣介助、手荷物準備等)
- ・移動に伴う支援(交通機関の利用補助等)
- ・外出中におけるコミュニケーションの支援(代読・代筆等)
- ・外出先での支援(排せつ介助・食事介助・姿勢保持・買物支援等)
- ・外出先から帰宅した際の支援(荷物整理等)

【移動支援の対象ではないサービス例】

- ・遊び相手(キャッチボールの相手等)
- ・移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合等
- ・外出の主たる目的地を移動支援事業所等として、『預かり行為』を行う場合(移動支援は、障がいのある方(児童)の外出支援を目的としているため、保護者のレスパイト等を目的としたものは対象とはなりません。)
- ・目的地を設定せずに行う散歩(ウォーキング)は算定対象となりません。



重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に係る介護給付費等の支給決定を受けている場合は移動支援の対象となりません。ただし、同行援護対象者で、グループ支援を希望する場合は、グループ支援のみ移動支援を決定します。

支給決定については本人の状況調査を行い、必要量(時間数)を決定します。

(2) 医療的ケア児移動支援事業

内 容：喀痰吸引等研修を修了した介護職員等が、対象児が通学等を行う際に、医療的ケアや医療機器等の見守り、安全確保等の移動の支援を行う

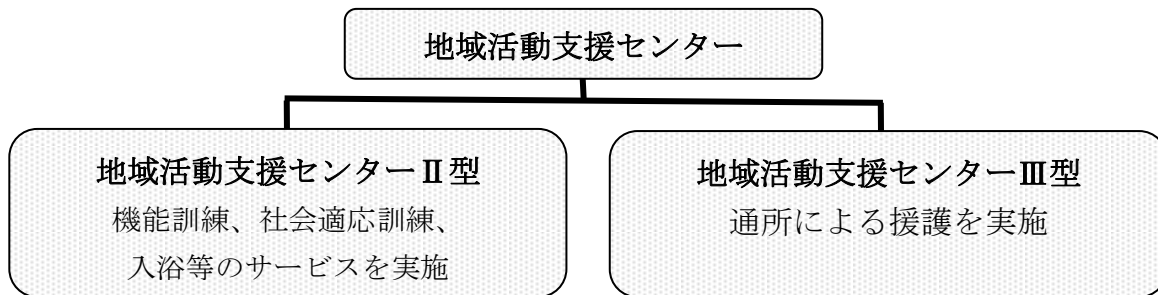
対 象 者：通園・通学・通所中に次の医療的ケアが必要となるため、通学等が困難な障がい児

- ① 口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引
- ② 気管カニューレ内部等の喀痰吸引
- ③ 酸素療法や人工呼吸器の管理等
- ④ ①～③と同等の医療的ケア

(3) 地域活動支援センター

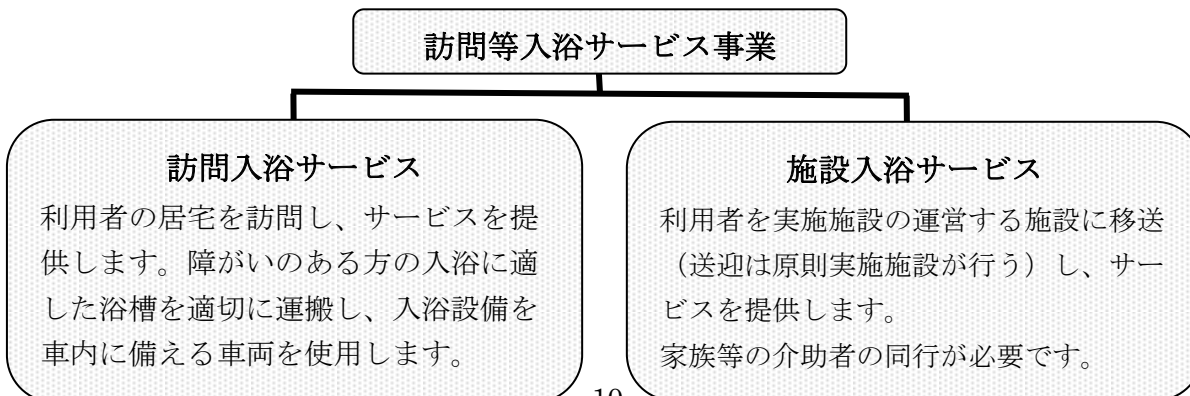
内 容：創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等

対象者：地域における雇用が困難な在宅の障がいのある方、及び援護が必要な障がいのある方（児童）



(4) 訪問等入浴サービス

対象者：居宅における入浴が困難な障がいのある方（児童）



(4) 日中一時支援事業

内 容：在宅の障がいのある方の家族又は障がいのある児童の保護者の疾病その他の理由により、障がいのある方等を一時的に支援する必要がある場合に日中の受入れを実施

提供時間：午前9時～午後5時（原則）

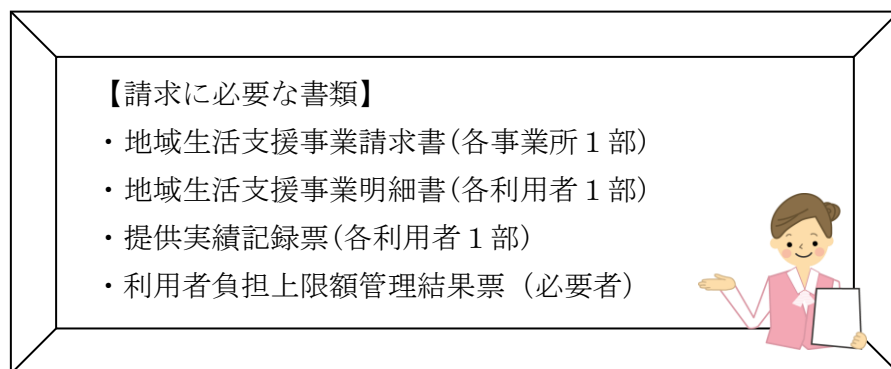
*重症心身障害者（児）の決定について

日中一時支援事業では身体障害者手帳1級または2級（内容不問）、及び療育手帳A1またはA2を所持している重症心身障害者（児）を、日中一時支援（重心）として決定しており、日中一時支援（重心）の決定を持っている方を預かった場合は、重心単価を算定することができます。重心決定の有無については受給者証に記載していますので、算定の際には受給者証を確認してください。

4. 地域生活支援事業の請求について

地域生活支援事業の大分市への請求は国保連を通さないため、大分市へ直接請求書を提出します。サービス提供月の翌月10日までに必ず請求書をご提出ください。請求が月遅れになる場合等は、理由書をいただくことがあります。

その後、請求書類の審査が終わり次第指定口座へ振り込みます。なお、振込は請求書を提出いただいた月の翌月末を予定しています。



(1) 請求における留意点(共通)

①押印見直しについて

令和3年4月からの行政手続きの押印見直しに伴い、実績記録票の「サービス提供者印」「利用者確認印」欄が「サービス提供者欄」「利用者確認欄」となりました。令和3年4月提供分より、利用者確認欄には利用者の押印だけでなく署名も認められるようになります。ただし、押印が省略された書類は訂正印などの取り扱いが出来ません。正しい書類を再提出してください。

②実績記録票の署名又は押印は鮮明に

請求審査時に、実績記録票の確認欄における署名又は押印により利用状況を確認します。署名又は押印が鮮明でない場合、判断ができないことがあります。実績記録票の署名又は押印は鮮明をお願いします。

押印がある場合で、実績記録票に訂正箇所がある場合は二重線で消したうえで訂正印を押印してください。なお、実績記録票は利用者が確認すべきものですので、訂正する場合も利用者に確認をしたうえで訂正(利用者の訂正印)をしてください。また、請求書や明細書が訂正後の金額・内容であることを確認してください。

③契約支給量

国事業においても同じですが、契約量以上のサービス提供はできません。必ず、契約支給量内でのサービス提供をお願いします。なお、請求明細書や実績記録票に契約量を記入する欄がありますが、契約量を変更した場合は、記入の変更も忘れずをお願いします。

また、契約をする場合は他事業所との契約を確認し、市へ契約内容報告書をご提出ください。

④指定事業所番号

国と地域の事業所番号は異なります。数字の始まりが441(442・443)・・・で始まる番号は国の事業所番号です。446・・・で始まる番号が地域の事業所番号です。

⑤時間区分の取り間違いについて

▲▲時間超 ■■時間以下の考え方の間違いに注意してください。

(例) 利用時間3時間→○2.5時間超3時間以下
×3時間超3.5時間以下

⑥地域生活支援事業の上限額管理について

利用者負担上限額管理について、上限額管理が生じた方には上限額管理結果票を請求の際に添付をお願いします。

※請求書等の様式で印字が鮮明でない場合は、様式を大分市ホームページに掲載(下記参照)しておりますので、ダウンロードしてください。

大分市ホームページ>健康・福祉・医療>障がい者の方へ>障がい福祉サービス等について(事業所の方へ)>障害福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします>○地域生活支援事業関連 128~134に掲載

(2) その他留意事項

①移動支援の2人介護について

請求時の実績記録票の記載には、サービス提供時間の長い担当者を一人目、短い方の担当者を二人目として計算してください。記載の日時については、日付順に記載し時間が異なる場合は二段書きで続けて記載してください。

②ヘルパーが運転する車での外出について

ヘルパーが自ら運転する場合、運転時間中は、「常時支援ができる状態にある」といえないため、算定対象になりません。運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

なお、ヘルパーの車を用いて移動する場合については、別途、道路運送法上の許可が必要となる場合があります。

【参考】平成30年3月30日国自旅第338号「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

③提供実績管理表等の作成について

請求時に提出していただく実績記録票とは別に、サービスの提供時間や目的地(行き先)、支援内容、サービス提供者の氏名等を記載した提供実績管理表等をサービス提供日ごとに作成し、利用者よりサービス提供内容の確認を受けたものを記録として残してください。

④変更届について

大分市と委託契約時の事業所調査票に変更が生じた場合は、変更届(様式自由)を提出してください。

移動支援事業ガイドライン

令和3年3月 大分市障害福祉課

1. 事業の概要

障がいのある方等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出に伴う移動を支援します。

※原則として、午前8時～午後9時までの時間帯に行われる支援とします。

2. 対象者

- 障がいのある方（18歳以上）
屋外での移動に著しく制限のある、または一人での外出が困難な障がいのある方
ただし、重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の支給決定をされた場合を除きます。（同行援護対象者は、グループ支援のみ移動支援事業の対象となります）
- 障がいのある児童（18歳未満）
屋外での移動に著しい制限のある障がいのある児童であって、やむなく保護者が付き添うことができない場合又は保護者が付き添うものの、介護者が必要な場合
ただし、同行援護・行動援護の支給決定をされた場合を除きます。（同行援護対象者は、グループ支援のみ移動支援事業の対象となります）

※詳細は、「7. 児童における移動支援事業の考え方」をご参照ください。

3. 実施方法

移動支援を必要とする障がいのある方（児童）の申請に基づき、本市が状況調査などを行い、必要量を支給決定します。利用者は必要量の範囲内で、本市に登録された事業者と契約を行い、当該事業者が支援を行います。

○個別支援型

一人の利用者に対して、介護者が1：1の支援を行います。

○グループ支援型

複数の利用者に対して、介護者が同時に支援を行います。
例えば、複数の利用者が映画を見に行く際介護者が付き添って一緒に出かけるといったもので、同一目的地・同一イベントへの同時参加に伴う支援です。

※移動の方法は、原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用するものです。

4. 移動支援事業の対象となる外出

事由	外出目的	外出先の例や留意事項
社会生活上 必要不可欠 な外出	公的な機関における諸手続き	官公庁や金融機関における手続き等 ※障害支援区分認定を受けている方は、居宅介護の通院等介助での対応になります。
	本人同伴による生活必需品の買物、各種団体の行事や会合等	生活圏内での食材・日用品の買物等
	地域生活に欠かせないと判断できるもの	自治会、婦人会等の活動等
	社会生活で考えられる付き合いに欠かせないと判断できるもの	冠婚葬祭への出席、墓参り、見舞い等
	今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの	学校や施設の見学や利用の手続き、入学手続き、会社の就職説明会等 ※学校行事によるものは対象外
	緊急時における短期入所施設への移動	急遽、短期入所を利用することになった際、介護者による対応が出来ない場合の短期入所施設への移動については認められます。 ※出発地（施設や学校等）は問いません。 ※復路は該当しません。
余暇活動等 社会参加の ための外出	自己啓発や教養を高めるもの	講演会、美術館、文化教養講座等
	体力増強や健康増進を図るもの	トレーニングジム、プール等 ※目的地を設定せずに行う散歩（ウォーキング）は対象外
	生活の内容の充実・質の向上を高めるもの	外食、レジャー、ショッピング、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート、スポーツ観戦等

5. 外出目的として認めていないもの

①営業活動等の経済活動に係る外出

収入を得ることを目的とする外出（通勤等）

②通学・通所にかかる外出

学校（保育所・幼稚園・各種養護学校・小中高大学）への通学、障がい者児施設等への通園

また、通学に準ずるものとして、各種専門学校・職業訓練校等、通所に準ずるものとして、地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型へ通う場合。

③その他年間を通して定期的に行う外出

④宗教活動

⑤政治活動

⑥公序良俗に反することを目的とする場所

⑦その他社会通念上、適当でないと判断される場所

6. 外出目的として、例外的に認めるもの

通所・通学について、通常介助をおこなっている保護者が怪我や入院等により介助が不可能な場合で、緊急性が高く、市長が特に認める者に限り、大分市移動支援事業実施要綱及び大分市移動支援事業取扱要領の範囲内で認められます。

※大分市移動支援事業取扱要領 第3条抜粋

①保護者の疾病・障がい等やむを得ない事情による場合
（原則として、医師の診断書を提出してください）

②保護者の冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情による場合

③保護者の就労等の都合上、急な出張等やむを得ない事情による場合
ただし、継続的な場合は除きます。
（就労に関する証明書を提出してください）

7. 児童における移動支援事業の考え方

移動支援事業は、障がいがあるために日常生活における外出機会が制限される部分の支援です。

そのうえで、以下に掲げるような場合を基準として、移動支援事業の必要性を判断します。

①保護者が付き添うことができない場合の基準

疾病、出産、事故等による入院等が想定されますが、個別の事情もあることから、その理由について、制限は設けていません。

ただし、障がいのある児童と介護者のみでの移動であり、このことは、児童が一人で行動することと同じです。

したがって、障がいの有無にかかわらず、児童一人での外出が見込まれないものは、移動支援事業の対象になりません。(例えば、5歳である児童が、一人で病院やショッピングセンターに行くことは想定されない)

なお、児童が未成年である以上、原則として、監督責任は保護者にあることに留意してください。

【年齢や要件等における利用の可否】

年 齢	利用の可否
未就学児（1歳から就学前まで）	認められません
小学校低学年程度	原則として、認められません
小学校高学年以上	居住地内については概ね認められます ※プールや映画館等、年齢による入場制限が設けられている施設等は、単独での利用が可能な年齢に達していない場合、児童と介護者のみでの移動支援の対象となりません。

②保護者が付き添うものの、介護者が必要な場合の基準

障がいのある児童の介護を十分にできないため、介護補助が必要な場合

【例】複数の児童と外出する際、障がいのある児童の介護が十分できない
障がいのある児童が成長し、多動性や他害行為が頻繁にある

【注意事項】

介護者が遊び相手になることは、移動支援の支援の対象となりません。(キャッチボールの相手等)

8. グループホーム入所者の利用について

障害者支援施設等の入所者は認めていませんが、グループホーム入所者については、移動支援事業の利用が認められます。

ただし、社会生活上必要不可欠な外出、近所での散歩や買物、グループホームの行事による外出等については、当該グループホームが行う支援とします。

支給決定理由	利用内容	支給決定	算定
上乗せ部分	自宅での利用	状況を家族に個別で聞き取り必要量を決定する	算定可
	帰省に関する移動		
移動支援の範囲	グループでの外出	状況を施設に個別で聞き取り必要量を決定する	算定可
	個人の外出		
グループホームでの支援	近所（※）での散歩や買い物（余暇活動）	算定不可	算定不可
	施設の行事としての外出		
	社会生活上必要不可欠な外出（実施要綱参照）		

※近所とは…徒歩や自転車での行動圏内（社会通念上）

9. その他

○ヘルパーが運転する車での外出について

ヘルパーが自ら運転する場合、運転時間中は、「常時支援ができる状態にある」といえないため、算定対象になりません。運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

なお、ヘルパーの車を用いて移動する場合については、別途、道路運送法上の許可が必要となる場合があります。

【参考】平成30年3月30日国自旅第338号「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

大分市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対し、外出のための移動を支援する事業の実施について必要な事項を定めることにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱の対象となる事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等のうち前条に規定する事業を適切に行うことができるものとして市長が指定した者（以下「事業者」という。）が行う当該事業（以下「移動支援事業」という。）とする。

(事業内容)

第3条 移動支援事業は、障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を行う際の移動を支援するものとして、次に掲げる内容とする。

(1) 個別移動支援 障害者等の外出における障害者等個人への移動支援

(2) グループ移動支援 複数の障害者等からなるグループの外出における当該グループへの移動支援

(3) 医療的ケア児通学等支援 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児（以下「医療的ケア児」という。）の通園、通学及び通所（以下「通学等」という。）を目的とした外出

における当該医療的ケア児への移動支援

2 前項各号に規定する移動支援（以下「支援」という。）を提供する時間は、原則として午前8時から午後9時までとする。

3 第1項の「社会生活上必要不可欠な外出」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 官公庁や金融機関への外出
- (2) 公的行事への参加
- (3) 生活必需品の買物
- (4) 冠婚葬祭等
- (5) 通学等を目的とした外出（医療的ケア児が行うものに限る。）
- (6) その他市長が支援を提供することが特に必要と認める外出

4 第1項の「余暇活動等の社会参加のための外出」とは、レジャー、レクリエーション、外食、映画鑑賞、観劇その他の外出であって市長が適当と認めるものとする。

5 第1項第3号の「通園、通学及び通所」とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）への通園

(2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）

(大学及び高等専門学校を除く。)への通学

(3) 障害児通所支援事業所(児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所をいう。)、短期入所事業所(法第5条第8項に規定する短期入所の事業を行う事業所をいう。)及び日中一時支援事業所(大分市日中一時支援事業実施要綱(平成24年4月1日施行)第2条第1項に規定する事業を行う事業所をいう。)への通所

(4) その他市長が支援を提供することが特に必要と認める外出

(対象者)

第4条 移動支援事業のうち、前条第1項第1号及び第2号の対象となる者は、大分市地域生活支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行。以下「基本要綱」という。)

第6条に規定する対象者であつて、外出時における支援が必要であると市長が認める者とする。ただし、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援に係る介護給付費等の支給を受けることができる者であつて当該支給を受けることにより支援を要しないこととなる者については、利用の対象としない。

2 移動支援事業のうち、前条第1項第3号に規定する移動支援の対象となる者は、医師から移動中のヘルパーによる支援を認められている医療的ケア児で、移動中に次のいずれかに該当する医療行為が必要なものとする。

(1) 口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引

(2) 気管カニューレ内部等の喀痰吸引

(3) 酸素療法、人工呼吸器の管理等

(4) その他前3号と同等の医療行為

(利用の申請)

第5条 移動支援事業の利用（以下「利用」という。）を希望する障害者又は障害児の保護者は、市長に基本要綱第7条第1項の規定による申請をしなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するとともに、利用の決定をした障害者及び障害児の保護者（以下「利用者」という。）を移動支援事業利用登録者名簿に記載するものとする。

(利用の有効期間等)

第7条 前条の規定による利用の決定の有効期間は、当該決定を行った日から起算して1年とする。

2 利用者は、有効期間の満了後も引き続き利用をしようとするときは、有効期間の満了日前1月以内に第5条の規定による申請を行わなければならない。

(利用の変更及び廃止)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するに至ったときは、移動支援事業利用変更（廃止）届により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者の住所等を変更したとき。

(2) 利用者の心身の状況の変化により、支援の提供に影響を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 利用の中止をしようとするとき。

(利用の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する対象となる者に該当しないこととなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、移動支援事業利用取消通知書により利用者及び当該利用者に係る事業者はその旨を通知するものとする。

(利用の方法)

第10条 利用者は、移動支援事業を利用しようとするときは、利用の決定の通知書を事業者に提示しなければならない。

2 利用については、利用者ごとのサービス利用計画をあらかじめ事業者において作成し、当該計画に基づいて利用するものとする。

(利用の上限)

第11条 利用者の1月当たりの利用の上限は、社会生活上必要不可欠な外出（通学等を目的とした外出を除く。）については原則として60時間とし、余暇活動等社会参加のための外出については30時間とし、及び医療的ケア児の通学等を目的とした外出については46回とする。この場合において、1回の利用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として計算する。

2 前項の規定にかかわらず、通所又は通学における利用を特に必要とすると市長が認める者の当該通所又は通学及び医療的ケア児の通学等を目的とした外出に係る1月当たりの利用の上限は46回とし、通所又は通学における利用を特に必要とすると市長が認める者にあつては1回の利用時間は1時間以下に限るものとする。

(費用の基準)

第12条 基本要綱第4条第1項の市長が別に定める基準は、移動支援事業については、1回の利用につき次のとおりとする。

種別	算出方法					備考
個別移動支援	(1) 8時間以下の支援については、30分以下の場合は1,530円とし、30分を超える場合は当該超える時間30分毎に900円を1,530円に加算した額とする。 (2) 8時間を超える支援については、当該超える時間30分毎に750円を15,030円に加算した額とする。					1 同一日における通算2時間以下の利用については、これを1回として計算する。 2 「利用人数」とは、支援を提供する職員1人に対する利用者の人数とし、金額は、利用者1人当たりの金額とする。
グループ移動支援	利用人数 利用時間	2人	3人	4人	5人又は6人	
	1時間以下	1,820円	1,420円	1,220円	1,010円	
	1時間を超え2時間以下	2,730円	2,120円	1,820円	1,520円	
	2時間を超え3時間以下	3,640円	2,830円	2,430円	2,020円	
	3時間を超え4時間以下	4,550円	3,540円	3,030円	2,530円	
	4時間を超える	5,460円	4,250円	3,640円	3,030円	
医療的ケア児通学等支援	(1) 居宅介護(通院等介助(身体介護を伴う場合に限る。))が中心である場合)に係る介護給付費に準じて、法第29条第3項の規定の例により算定した額とする。 (2) 喀痰吸引等支援体制加算 1回につき1,000円					

2 事業者は、支援の提供に伴う交通費等の実費については、別途利用者に請求することができる。

(管理)

第13条 事業者は、提供実績管理表に提供時間及び目的地を記載した記録簿等を作成の上、利用者から確認の押印を受けなければならない。

2 前項に規定する記録簿等は、5年間保管し、市長から求められたときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、移動支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(有効期間の特例)

2 この要綱の施行の日に第6条の規定による利用の決定を受けた利用者に係る第7条第1項の規定の適用については、同項中「起算して1年」とあるのは、「当該決定に係る障害者等の平成19年3月1日以後の最初の誕生日の属する月の末日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市移動支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後のサービスの利用に係る費用の基準について適用し、同日前のサービスの利用に係る費用の基準については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市移動支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に提供したサービスに係る費用について適用し、同日前に提供したサービスに係る費用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市移動支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する移動支援事業について適用し、同日前に実施した移動支援事業については、なお従前の例による。